平成２１年（フ）第１４３号
宮城県柴田郡川崎町大字前川字裏丁144番地４－Ⅱ201
債務者　鈴木三恵子
1　決定年月日時　平成21年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで　仙台地方裁判所大河原支部

平成２１年（フ）第１４８号
宮城県白石市小下倉字天王32番地２
債務者　遠藤　文恵（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成21年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで　仙台地方裁判所大河原支部

平成２１年（フ）第５０号
宮城県登米市米山町西野字後小路前１番地
債務者　齊　　淳
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで　仙台地方裁判所登米支部

平成２１年（フ）第４３２号
秋田県潟上市天王字上江川47番地1543
債務者　鎌田　一也
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４３３号
秋田県潟上市天王字上江川47番地1543
債務者　鎌田　順子
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８１号
福島県相馬市西山字表西山91番地の１
債務者　森　　寿秋
1　決定年月日時　平成21年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで　福島地方裁判所相馬支部

平成２１年（フ）第６５４号
茨城県常陸大宮市小野2128番地　養護老人ホームスプレールみのり、旧住所茨城県日立市大沼町３丁目16番27号
債務者　高橋　健一
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで　水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第１３０号
茨城県鹿嶋市下津266番地５
債務者　石橋　寛司
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで　水戸地方裁判所麻生支部

平成２１年（フ）第１３８号
茨城県潮来市日の出１丁目11番地１　ネオシティ潮来527
債務者　窪谷　歳男
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで　水戸地方裁判所麻生支部

平成２１年（フ）第１３９号
茨城県潮来市日の出１丁目11番地１　ネオシティ潮来527
債務者　窪谷　美由
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで　水戸地方裁判所麻生支部

平成２１年（フ）第１４１号
茨城県神栖市平泉265番地10
債務者　山下　幸夫
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで　水戸地方裁判所麻生支部

平成２１年（フ）第１４２号
茨城県神栖市平泉265番地10
債務者　山下かがり
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで　水戸地方裁判所麻生支部

平成２１年（フ）第１４５号
茨城県潮来市潮来439番地１
債務者　石川記美江
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで　水戸地方裁判所麻生支部

平成２１年（フ）第１４６号
茨城県神栖市神栖２丁目14番22号
債務者　小沼けい子（旧姓志水）
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで　水戸地方裁判所麻生支部

平成２１年（フ）第１４８号
茨城県神栖市大野原１丁目２番17号　メゾン・プランタンＢＯＸ８
債務者　佐藤　和幸
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで　水戸地方裁判所麻生支部

平成２１年（フ）第２６２号
茨城県下妻市半谷483番地９　フラッツビル平石２階201号室、住民票上の住所茨城県古河市諸川1012番地５
債務者　鈴木　　久
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第２７３号
茨城県古河市本町４丁目15番35―205号
債務者　伊達　義秀
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第２７４号
茨城県古河市本町４丁目15番35―205号
債務者　伊達伊津子
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで　水戸地方裁判所下妻支部